

国民健康保険料の納め方が年10回に変わります

来年度から、国民健康保険料の納付回数が年12回から10回に変更となります。それに伴い、これまで4月と8月の年2回届いていた料金通知が、6月の年1回になります。

これは、仮算定制度などで自身の保険料が、確認しづらいという意見を受け変更したものです。

仮算定制度を廃止して保険料の計算を簡素化し、納付額を分かりやすくするため、前年中の所得が確定する6月に保険料の決定を行います。

次の料金通知は、6月中旬となりますのでご注意ください。

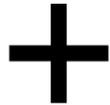
☎ 市民課保険係（内線146）

【保険料の算定方法】

—今までの算定方法—

仮算定（4月）

4月～7月の期別保険料額を算定
※前々年中の所得、前年度の固定資産税額などを基に暫定的に計算



本算定（8月）

8月～翌年3月の期別保険料額を算定
※前年中の所得、当該年度の固定資産税額などを基に年額を計算し、仮算定額を除いた額



—これからの算定方法—

本算定（6月）

6月～翌年3月の期別保険料額を算定
※前年中の所得、当該年度の固定資産税額などを基に計算

【新制度のメリット】

① 1年間の保険料は変わりません

納期の回数が12回から10回に減るため、1回あたりの納付額は増えますが、1年間の保険料総額は変わりません。

※4月、5月は納付の必要はありません

② 納期ごとの納める額が分かりやすくなります

年度ごとの保険料を1回の計算で決定するので、納期ごとの金額の計算内容が分かりやすくなります。年間の保険料を納期数（10回）で割った金額が納期の納

付額となります。

※端数は、6月納付分に計上します

③ 通知が年1回になります

4月（仮算定）と8月（本算定）の年2回だった通知が、6月の通知1回となります。

④ 納め過ぎ（還付）が減ります。

前々年中と前年中の所得が大幅に増減した場合や、仮算定期間中に世帯員が脱退した場合などに発生していた金額の調整がなくなります。

【保険料を納付する月】

4月 納付の必要はありません。

5月
6月
7月
8月
9月
10月
11月
12月
1月
2月
3月
当該年度確定保険料を10回に分けて納付していただきます。

【年度途中の変更】

● 年度途中で加入、脱退した場合

4月1日から5月31日までに、加入や脱退の手続きをした方は、最新の内容で計算します。保険料決定通知書は、6月中旬に送付します。

6月1日以降に、加入や脱退の手続きをした方は、最新の内容で計算します。通知書は、翌月中旬にお送りします。

● 4月、5月に脱退した場合

転出や社会保険加入などで、4月30日までに脱退した方は、国民健康保険料は掛かりません。

5月1日から5月31日までに脱退した方は、4月分の保険料を6月に納付していただきます。

※その後に入会する保険との重複請求ではありません

～国民健康保険料を正しく計算するため、必ず所得の申告をしてください～

保険料の計算や軽減措置、医療費の自己負担限度額などの判定に前年中の所得が必要です。所得の少ない方や非課税所得のみの方で、税金の申告が必要ない方でも、必ず申告してください。未申告で所得の確認ができないときは、保険料が軽減されないことや、医療費の自己負担限度額が高くなる場合があります。なお、確定申告や市・県民税申告をした方は、新たな申告は不要です。

3月22日(火)から本庁舎1階窓口の配置が変わります

4月1日(金)からの市役所組織改正に先立って、3月22日(火)から本庁舎1階フロアの窓口の配置が、次の図のとおりになります。

料金などの支払い窓口の会計が西

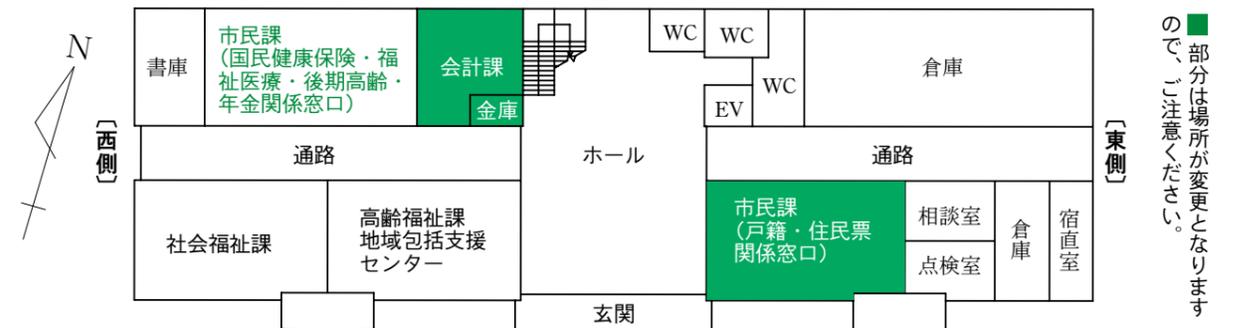
側フロアへ移動し、市民課の戸籍・住民基本台帳などの窓口がある住民係が、東側フロアへ移動となります。

市民課でも、国民健康保険の窓口がある保険係と国民年金の窓口があ

る年金係、福祉医療や後期高齢者医療の窓口がある医療給付係は、そのまま西側フロアの配置となります。

☎ 総務課職員係（内線304）

【本庁舎1階の配置図】



県議会議員選挙 — 4月10日(日)執行予定 —

県議会議員選挙が行われます。あなたの大切な一票を無駄にしないように、必ず投票所へお出掛けください。

☐ 投票時間 午前7時～午後8時（ただし笠置町、中野方町、飯地町、山岡町、明智町、串原、上矢作町は午後7時まで）

☐ 投票所 有権者の方に投票所入場券を郵送します。入場券に記載されている投票所で投票してください。

☐ 投票できる方 次の条件を満たす方は、投票できます。
①平成3年4月11日以前に生まれた方で、3カ月以上市内に住んでいる方。

②平成22年12月31日までに本市へ転入届を出し、引き続き3カ月以上住んでいる方。

☐ 転居後の投票 次の方は、投票所に注意してください。
①3月11日までに市内で転居した方は、転居後の住所地で投票できます。

②3月12日以降に市内で転居した方は、転居前の住所地で投票してください。

☐ 期日前投票 投票日に投票できない方は、期日前投票ができます。次のどの投票所でも投票ができます。

とき	投票所
4月2日(土)～9日(土) 午前8時半～午後8時	市役所会議棟 各振興事務所（岩村・山岡・明智・串原・上矢作）
4月2日(土)～8日(金) 午前8時半～午後5時	各振興事務所（東野・三郷・武並・笠置・中野方・飯地）

☐ 郵便による在宅投票 身体に重度の障がいがあり、投票所へ行くことが困難な方は、在宅のまま郵便で投票ができます。

郵便による投票は、事前に市選挙管理委員会に申請して「郵便投票等投票証明書」の交付を受ける必要があります。申請から7日程度掛かる見込みです。対象の方は、早めに申請をしてください。

【郵便投票できる方】

手帳の種類	障がいの種類と等級
身体障害者手帳	両下肢・体幹・移動機能＝1級・2級 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸＝1級～3級 免疫・肝臓＝1級～3級
戦傷病者手帳	両下肢・体幹＝特別項症～第2項症 心臓・腎臓・呼吸器・ぼうこう・直腸・小腸・肝臓＝特別項症～第3項症
介護保険被保険者証	要介護状態区分が要介護5

☐ 不在者投票 次の方は、不在者投票で投票ができます。
①選挙管理委員会が不在者投票施設に指定している施設に入院・入所の方。

②告示日から投票日前日までに20歳になる方。
③出張や市外で長期滞在中の方。その場合、滞在先の市・町・村選挙管理委員会に投票ができます。詳しくは選挙管理委員会まで問い合わせください。

☐ 投票率の公開 最近の選挙投票率を市ウェブサイト (<http://senkyo.city.ena.gifu.jp>) でご覧になれます。

☎ 市選挙管理委員会（内線550 <4月15日(金)まで）

紹介

(http://www.city.ena.lg.jp) の他、情報公開コーナーで閲覧できます。
 問 都市整備課 (内線234)

歴史的風致維持向上計画が認定されました

市では、地域における歴史的風致の維持及び向上に関する法律（歴史まちづくり法）に基づいて策定した計画が、2月23日に国土交通省と文部科学省、農林水産省から認定を受けました。
 今後、この計画に基づき歴史的資産の積極的な活用を図りながら、これらの維持や向上に努めて、市民や来訪者にとって魅力的なまちとなるよう取り組めます。
 この認定は、東海3県で高山市、亀山市、大山市に次いで4番目、全国で22番目。計画の詳細は、市ウェブサイトに



▲認定書を受ける可知市長

案内

休日納税相談を開催

市税をどうしても納期限までに納付できない場合は、事情に応じた納付方法を相談させていただきます。
 当日は、市税の納付も受け付けます。
 □とき 3月27日(日)、4月3日(日)午前8時半～午後5時15分
 □ところ 税務課 (第二庁舎1階)
 □持ち物 納税通知書か督促状、催告書など認印
 ※市税を納期限までに納付せず、納税相談などない場合には、地方税法及び国税徴収法により、財産の差し押さえなどの滞納処分を受けることがあります
 問 税務課収納対策室 (内線507)

国民年金保険料は月額1万5020円

国民年金の保険料は、毎年度改定されます。
 来年度の保険料は、月額で1万5020円。毎月の保険料は、日本年金機構から4月上旬に送られてくる1年分の納付書で、翌月の末日までに納めてください。
 窓口は、金融機関（ゆうちょ銀行を含む）かコンビニなどになっていきます。また、金融機関で口座振替もできます。
 問 市民課年金係 (内線144)

土地と家屋の価格などを縦覧します

来年度の課税の基礎となる土地・家屋価格等縦覧帳簿の縦覧を行います。
 □とき 4月1日(金)～28日(木)午前8時半～午後5時15分(土・日曜日を除く)
 □ところ 税務課、南部5振興事務所
 □対象 固定資産税の納税者
 □持ち物 印鑑、本人であることを証明できる物(運転免許証、保険証など)

税務証明書の申請には本人確認が必要

虚偽や不正手段による交付を防止するため、個人情報保護を徹底するため、4月1日(金)から税務証明書の申請には本人確認が必要になります。本人確認ができる次の証明書をお持ちください。本人確認の証明書の提示がないとき

地デジへの対応は済んでいますか

地上デジタル放送への完全移行まで、150日を切りました。テレビ画面の左上に「アナログ」の文字が出ている方は、地上デジタル放送の対応を確認しましょう。
 ○地上デジタル対応のテレビの設置か、アナログテレビに地デジチューナーを取り付けましょう。
 ○自宅に地デジ対応のUHFのアンテナを立てましょう。受信できない場合は、ケーブルテレビ局などに相談してください。
 ○BS(衛星)放送もパラボラアンテナの設置などデジタル放送への対応が必要です。
 ※すでにケーブルテレビを視聴している方は、地上デジタル化は完了しています。アナログテレビのままでも2015年までは視聴できます。
 □連絡先 (株)アミックスコム ☎ 0120-927-528 (市外・携帯電話・PHSからは ☎ 0573-20-3252)
 □受け付け 午前10時～午後6時(日・祝日を除く)
 問 防災情報課 (内線337)

案内

各種障がい者手当の額が4月から変更

各種障がい者手当の額は、法律によって消費者物価指数の変動で変わります。
 消費者物価指数が下落したため、手当の額も4月1日(金)から次のとおり引き下げられます。
 □特別児童扶養手当 ▽1級 115万0550円 ▽2級 113万3670円
 □障害児福祉手当 1万4330円

□特別障害者手当 2万6340円
 問 社会福祉課障がい福祉係 (内線135)

ハローワークが未就職の卒業生に相談

ハローワークと岐阜新卒応援ハローワークでは、未就職のまま卒業した方へ職業相談などのさまざまな支援を行っています。ぜひ、ご利用ください。
 また、採用をお考えの事業主の方は、連絡をお待ちしています。
 問 ハローワーク恵那 ☎ 2611341

不動産の無料相談会

不動産の相談会を開催します。県不動産鑑定士協会所属の不動産鑑定士による無料相談会です。
 □とき 4月1日(金)午後1時～3時
 □ところ 中央公民館2階第3会議室・1階第5会議室
 □内容 不動産の価格、売買、賃貸借、有効利用などに関する相談など
 □相談料 無料
 問 不動産鑑定士協会 ☎ 2010370、総務課行政係 (内線307)

多重債務110番

県では、多重債務者への無料相談会を、偶数月に開催しています。
 4月の相談会は次のとおりです。
 □とき 4月9日(土)午後1時～4時
 □ところ 県民生活相談センター(県民ふれあい会館内)
 □料金 無料
 □相談員 弁護士、司法書士

社協の山岡支所の場所が移転します

現在、山岡保健センターにある市社会福祉協議会山岡支所は、4月1日(金)から、山岡振興事務所内へ事務所を移転します。
 電話番号とファクス番号はこれまでと同じです。
 問 社会福祉協議会山岡支所 ☎ 5613648、5713131 ☎ 5713132

山火事を防ごう

春は、山火事の発生が多い季節です。林野火災の発生件数の約6割が3月から5月に集中しています。
 山火事を防ぐために、次のことを守りましょう。
 ・枯草などがある火災が起りやすい場所では、たき火をしないこと。
 ・たき火をする時はその場を離れず、完全に消火すること。
 ・強風時や乾燥時には、たき火、火入れをしないこと。
 ・たき火は指定された場所で喫煙し、吸殻は必ず消すこと。
 また投げ捨てないこと。
 ・火遊びは絶対しないこと。
 問 恵那消防署 ☎ 2610119



▲木が黒く焼け焦げた山林火災の跡

急行「大正ロマン号」が運行

明知鉄道では、食堂車付き急行列車「大正ロマン号」を次のとおり運行しています。ぜひ利用ください。
 また花白駅を「花白温泉駅」に名称変更をしました。
 【急行列車】
 □運行 火曜日～日曜日(明智駅午前11時45分発、恵那駅午後0時45分発)
 □停車駅 明智駅、岩村駅、阿木駅、恵那駅のみ
 □運賃 急行料金の追加はありません。(定期券、シルバー・ジュニア会員証は利用いただけます)
 ※食堂車(恵那発限定)の予約がない場合は、客車みの運行になります
 問 明知鉄道 ☎ 54-4101、商工観光課 (内線522)

募集

三つの滝の名前と串原の滝の写真

市観光協会串原支部が、地域内で発見した新たな三つの滝。お軽の滝などの四つの滝と合わせて、今後さまざまな企画を予定しています。

◆三つの滝の名前を募集
 新たに見つけた三つの滝の名付け親になりませんか。
 □応募方法 滝の名前を記入して、①住所②氏名③電話番号④記入の上、はがきかファクスで応募する。
 □賞 各滝の賞Ⅱ3点(くしはら温泉ささゆりの湯年間パスポート・特産セット)
 □締め切り 7月31日(日)
 ※滝の近くは危険な場所もあります。行き方など、事前に問い合わせください



▲村を救った伝説があるお軽の滝

◆七つの滝フォトコンテスト
 串原にある七つの滝の魅力を表現した作品の募集です。
 □規格 白黒、カラー四切(ワイド可)、フィルム・デジタル可
 □賞 大賞Ⅱ1点(ペアでささゆりの湯年間パスポート・特産品) 各滝の賞Ⅱ7点(ささゆりの湯年間パスポート) 優秀賞Ⅱ10点(軽スポーツ年間パスポート)
 □応募方法 応募点数は、1人につき7点以内(各滝1点)。①題名②撮影年月日③氏名④住所⑤電話番号⑥作品裏面に貼付し、郵送か持参する。
 □締め切り 前期Ⅱ8月31日(日) 後期Ⅱ平成24年3月31日
 □申し込み 509-7892(住所不要) 市観光協会串原支部(串原振興事務所内) ☎52-2111 FAX52-2100

募集

みんなのみち愛護事業 道路を清掃する団体

年間を通じて市道や国道、県道の清掃、維持活動を行う団体に、活動に掛かる費用の一部を助成します。
 次の活動内容を確認の上、市民の手による道づくり「みんなのみち愛護事業」に、積極的な参加をお願いします。
 □活動内容 作業を行う道路が300m以上で、路肩などの草刈、側溝清掃を年2回以上できること。沿線の花木植栽、維持活動も助成の対象となります。

□対象団体 自治会、老人クラブ、有志団体など地域住民により構成された団体
 ※有志団体については10人以上で、会員名簿の提出が必要になります
 □対象経費 保険料(ボランティア保険など)、消耗品費、燃料費など
 □助成額 活動延長100円当たり2000円が上限です。(ただし、国道と県道に

サニーハイツ花の木の宅地を分譲

□ところ サニーハイツ花の木 地内(武並町藤)

□分譲区画数 37区画

□区画面積 206平方メートル

□区分分譲価格 386万円

※詳細はウェブサイトをhttp://juko.gifu-dj.or.jp/を確認してください

1 課 ☎058-277-105

4月の相談

<p>●人権相談</p> <p>と き 9日(土)午後1時～3時 と こ 中公民館相談室 総務課 ☎26-2111 (内線307)</p> <p>と き 26日(木)午後1時～3時 と こ 岩村公民館第一研修室 岩村振興事務所振興課 ☎43-2111 (内線265)</p> <p>と き 26日(木)午後1時～3時 と こ 山岡公民館会議室 山岡振興事務所振興課 ☎56-2111 (内線111)</p> <p>と き 13日(水)午後2時～4時 と こ 明智公民館2階会議室 明智振興事務所振興課 ☎54-2111 (内線114)</p> <p>と き 13日(水)午後1時～3時 と こ 串原コミュニティセンター和室 串原振興事務所振興課 ☎52-2111 (内線23)</p> <p>と き 14日(木)午後1時～3時 と こ 上矢作振興事務所 上矢作振興事務所振興課 ☎47-2111 (内線43)</p> <p>●結婚相談 (要予約)</p> <p>と き 16日(土)午後2時～4時 と こ 岩村公民館2階第一研修室 ふるさと活力推進室 ☎26-2111 (内線381)</p> <p>●こころの健康相談 (要予約)</p> <p>と き 14日(木)・27日(木)午後1時～3時 と こ 恵那保健所1階一般診察室 恵那保健所 ☎26-1111 (内線262)</p> <p>●消費者生活相談</p> <p>と き 毎週(月)(木)(金)午前9時～午後4時 と こ 東濃振興局恵那事務所振興課 ☎26-1111 (内線211)</p> <p>●家庭・地域・職場なんでも相談</p> <p>と き 13日(木)・27日(木)午後6時～9時(8時まで受け付け) と こ 21日(木)午後2時～5時 と こ 中公民館2階相談室 まちづくり推進課 ☎26-2111 (内線637)</p>	<p>●行政相談</p> <p>と き 1日(金)午前9時～11時 と こ 中公民館相談室 総務課 ☎26-2111 (内線307)</p> <p>と き 20日(木)午後1時～3時 と こ 岩村振興事務所相談室 岩村振興事務所振興課 ☎43-2111 (内線265)</p> <p>と き 28日(木)午後1時～3時 と こ 山岡公民館会議室 山岡振興事務所振興課 ☎56-2111 (内線111)</p> <p>と き 13日(水)午後2時～4時 と こ 明智公民館2階会議室 明智振興事務所振興課 ☎54-2111 (内線114)</p> <p>と き 6日(水)午前10時～正午 と こ 串原コミュニティセンター和室 串原振興事務所振興課 ☎52-2111 (内線23)</p> <p>と き 14日(木)午後1時～3時 と こ 上矢作振興事務所 上矢作振興事務所振興課 ☎47-2111 (内線43)</p> <p>●法律相談 (要予約)</p> <p>と き 1日(金)・15日(金)午後1時～4時 と こ 中公民館相談室 総務課 ☎26-2111 (内線307)</p> <p>と き 6日(木)午後1時～4時 と こ 岩村振興事務所相談室 岩村振興事務所振興課 ☎43-2111 (内線265)</p> <p>と き 22日(金)午後1時～4時 と こ 山岡振興事務所相談室 山岡振興事務所振興課 ☎56-2111 (内線111)</p> <p>●ねんきん特別便相談 (要予約)</p> <p>と き 28日(木)午後1時～4時 と こ 市役所市民課 市民課 ☎26-2111 (内線144)</p> <p>●福祉総合相談</p> <p>と き 毎週月～金曜日午前8時半～午後5時15分 と こ 市役所1階地域包括支援センター内 相談用直通 ☎26-2212</p>
--	---

3月27日・4月3日の日曜日は、市役所窓口を一部開設

年度末、年度始めには人事異動や就職、入学などで多くの市民の皆さんが住所異動などの手続きが必要となります。
 市では、昨年に引き続いて、次の表の事務について、休日の受付窓口を開設します。
 また市民課住民係の窓口は、通常でも平日午後6時まで一部業務を延

長していますので、利用ください。
 ※当日は、他の自治体や関連機関が休みのため、業務の内容によっては、受け付けできない場合があります
 □とき 3月27日(日)、4月3日(日)の午前8時半～午後5時15分
 □ところ 市役所本庁舎1階(納税相談は第2庁舎で行います)
 ☎ 企画課(内線332)、各担当課



◀印鑑登録をする市民課の窓口

休日開庁の取り扱い事務

取り扱い事務	開設窓口	内線
転入・転出・転居の届け出の受け付け、住民票の証明発行、戸籍の証明発行、印鑑登録と印鑑証明発行 ※転入に伴う住民票、印鑑証明は即日発行ができない場合があります	市民課	住民係 142
国民健康保険資格取得・喪失受付、保険証交付、納付相談 ※年金事務所の確認が必要なものは受け付けできない場合があります		保険係(年金保険課) 148
年金に関する届け出の受け付け ※年金事務所の確認が必要なものは受け付けできない場合があります		年金係(年金保険課) 144
福祉医療(子ども、ひとり親家庭など、重度心身障がい者)の受給者証に関する諸手続き、後期高齢者医療被保険者証に関する諸手続き		医療給付係(年金保険課) 152
所得・課税証明書等の交付、納税相談、市税納付	税務課	502
障害者手帳の交付、廃止に関する諸手続き	社会福祉課	134
こども手当、児童手当、児童扶養手当に関する諸手続き	子育て支援課	227
介護保険に関する諸手続き	高齢福祉課	124
転入・転出に伴う水道に関する諸手続き	水道課(上下水道課)	164

※表中の(カッコ)内は、4月1日(金)以降の課名となります

募集



作家西田小夜子さんが
応援する定年塾

生き生きと第二の人生を充実して過ごすには、男性も女性も尊重しあえる関係をつくるのが大切です。そんな生き方を西田先生と探して見ませんか。当日は、講演会とおしゃべり会を行います。

□とき 4月23日(出)午後1時半(開場は午後1時)

□ところ 市役所会議棟大会議室

□定員 50人(定員になり次第締め切り)

□料金 無料

□締め切り 4月15日(金)

□申し込み 電話かファックス



▲和やかに開催された定年塾

で申し込む。

申・問 定年塾えな事務局(まちづくり推進課内)(内線637) ☎ 25-8208

中央図書館の臨時職員

市中央図書館の臨時職員を募集します。

□定員 2人

□対象 高校卒以上で図書館司書の資格を持ち、4月1日現在、18歳以上の方。パソコンが使える方。

□勤務先 市中央図書館

□給与 月額7300円(通勤手当あり、社会保険・厚生年金・雇用保険加入)

□勤務時間 ▽平日勤務 午前8時半～午後5時または午前11時45分～午後8時15分の2交替勤務。▽休日勤務 午前8時半～午後4時45分または午前10時～午後6時15分の2交替勤務。

※どちらも実労働時間7時間半。1週間に5日勤務。基本的に月曜日と土、日曜日のいずれかが休日

□締め切り 4月5日(火)

□申し込み方法 写真付きの履歴書を持参し、申し込む。



▲本の整理を行う

中公民館の公民館主事

公民館主事を募集します。

□定員 1人

□資格 普通自動車免許

□勤務先 中公民館

□賃金 月額6000円(社会保険・厚生年金・雇用保険加入)

□勤務時間 午前8時半～午後5時(週5日勤務)

□締め切り 4月15日(金)

□申し込み方法 履歴書(6カ月以内撮影した無帽の写真付き)を持参し、社会教育課か中公民館へ申し込む。

□採用期間 5月1日(日)～平成24年3月31日

申・問 社会教育課 ☎ 43-2112 (内線340)

□採用期間 5月1日(日)～平成24年3月31日

申・問 市中央図書館 ☎ 25-5120

まちづくりのための施設整備に助成

市民が行う創意と工夫にあふれた自主的、主体的なまちづくりを支援するため、地域の元気発信事業助成金制度を創設しました。この助成制度は、民間都市開発推進機構の拠出金を活用し、活力あふれる元気な市になるため、まちづくり活動の施設整備に助成します。

※土地などの不動産や地上権などの取得経費は、対象経費から除く。対象施設などは、申請者が所有するものか所有者と貸借契約を締結し、改修することについての同意を有するもの。

□対象 次の条件を満たす団体

①市内を拠点に活動している団体で、構成員5人以上、継続的な活動が期待できる団体

②宗教や政治に関する活動、公序良俗に反する活動を行わない団体

□助成金の額など ▷助成率=助成対象経費の5分の4以内 ▷助成額=100万円～1,000万円

□対象の事業

①地域の活性化・交流促進拠点などの整備

②コミュニティ活動・NPO活動の拠点などの整備

③歴史・文化の伝承・自然・景観の保全事業

□対象の経費 拠点施設の新設や改修、保全にかかるハード事業で主に工事費や整備に係る委託費、原材料購入費、輸送運搬費、施設整備に係る使用料・手数料

□助成の条件

- 施設整備後は、目的を変えずに5年以上使用すること
- 対象施設では、宗教活動や政治活動を行わないこと
- 国や県など他から同時に補助を受けていないこと

□募集と選定方法 まちづくり推進課にある所定の申請用紙により応募する。選定(交付額)は、審査委員会による書類審査と指定する公開審査で決定します。申請の方法や添付書類など、事前に相談できますので、連絡をしてください。

□締め切り 4月28日(休)

申・問 まちづくり推進課(内線635)

募集



国税専門官採用試験の
受験者

人事院・国税庁では、国税専門官採用試験の受験者を募集します。

□試験内容 大学卒業程度

□受付期間 4月1日(金)～14日(木)

警察官採用試験の受験者

県警察では、来年度の警察官の採用試験(警察官A)を次のとおり募集します。

□定員 ▽警察官A I (男性)

□第1次試験日 6月12日(日)

申・問 名古屋国税局総務部人事第二課試験係 ☎ 052-951-3511 (内線3450)

▽警察官A II (男性) 70人程度

▽警察官A (女性) 10人程度

□受付期間 4月4日(月)～20日(水)

□第1次試験日 5月8日(日)

□ところ 県立岐南工業高校又は県立岐阜総合学園高校(岐阜市)

□受験資格 ▽警察官A I (男性) ▽学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した方または平成23年9

月30日までに卒業する見込みの方 ▽警察官A II (男性)・警察官A (女性) ▽学校教育法に基づく大学(短期大学を除く)を卒業した方または平成24年3月31日までに卒業する見込みの方

【共通】昭和55年4月2日以降に生まれた方

申・問 恵那警察署 ☎ 26-0110、最寄りの交番、駐在所

シアター恵那 4月の開催情報

http://www.kasamatsu-keiba.com/

□新緑賞シリーズ 4日(月)、6日(水)～8日(金)

□オグリキャップ記念シリーズ 25日(月)、27日(水)～29日(金)

☎ シアター恵那 ☎ 25-7767 (開門午前10時)

※名古屋競馬の全レース、地方競馬のレースも発売。大井競馬、川崎競馬はナイターの発売日もあります

市の人口 (3月1日現在)

総数 55,111人 (-60)

男 26,654人 (-30)

女 28,457人 (-30)

世帯 19,246世帯 (-6)

()内は前月との比較

市内の火災 (2月)

建物 0件 (2件)

その他 0件 (0件)

()内は1月からの累計

市内の交通事故 (2月)

人身事故 16件 (33件)

物損事故 170件 (337件)

負傷者 18人 (43人)

死者 0人 (0人)

()内は1月からの累計

救急車出動回数 (2月)

159回 (350回)

()内は1月からの累計